

釧路市市民環境部の所管する公の施設に係る指定管理者の選定について

1 公の施設の名称、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公の施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地
釧路市駒場会館	駒場地区会館運営委員会	釧路市駒場町11番8号
釧路市千歳会館	千歳会館運営協議会	釧路市千歳町3番13号
釧路市愛国会館	愛国会館運営委員会	釧路市爱国東4丁目2番8号
釧路市若草会館	若草地区会館運営委員会	釧路市若草町3番14号
釧路市川北会館	川北会館運営協議会	釧路市川北町7番22号
釧路市旭会館	旭地区会館運営協議会	釧路市旭町12番8号
釧路市豊川会館	釧路市豊川会館運営委員会	釧路市豊川町16番16号
釧路市鉄北みどり会館	鉄北みどり会館運営委員	釧路市堀川町9番11号
釧路市美原会館	釧路市美原地区会館運営委員会	釧路市美原4丁目1番17号
釧路市春採下町会館	春採下町地区会館運営委員会	釧路市武佐1丁目3番25号
釧路市桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡中央会館運営協議会	釧路市桜ヶ岡4丁目3番28号
釧路市星が浦会館	釧路市星が浦会館運営委員会	釧路市星が浦大通2丁目7番22号
釧路市鳥取北会館	鳥取北会館運営委員会	釧路市鳥取北4丁目10番16号
釧路市新橋会館	釧路市新橋会館運営委員会	釧路市新橋大通2丁目2番15号
釧路市城山会館	城山地区会館運営委員会	釧路市城山1丁目12番13号
釧路市桜ヶ岡共和会館	釧路市桜ヶ岡共和会館運営委員会	釧路市桜ヶ岡5丁目21番25号
釧路市宮本会館	宮本会館運営委員会	釧路市宮本2丁目12番7号
釧路市昭和会館	昭和会館運営委員会	釧路市昭和町4丁目8番10号
釧路市愛国東会館	釧路市愛国東会館運営委員会	釧路市愛国東2丁目1番15号
釧路市橋南西会館	釧路市橋南西会館運営協議会	釧路市南大通2丁目1番111号
釧路市緑ヶ岡南会館	緑ヶ岡南地区会館運営委員会	釧路市緑ヶ岡5丁目4番27号
釧路市武佐会館	釧路市武佐会館運営委員会	釧路市武佐4丁目26番6号
釧路市鉄北中央会館	釧路市鉄北中央会館運営委員会	釧路市若松町11番14号
釧路市宝浜会館	釧路市宝浜会館運営委員会	釧路市宝町4番10号
釧路市中鶴野会館	中鶴野会館管理運営委員会	釧路市鶴野58番地3062
釧路市昭園会館	釧路市昭園会館管理運営委員会	釧路市昭和南6丁目19番8号
釧路市大星会館	釧路市大星会館運営委員会	釧路市大楽毛北1丁目1番10号
釧路市沼尻会館	釧路市沼尻会館運営協議会	釧路市春採2丁目1番4号
釧路市芦野会館	芦野地区会館運営委員会	釧路市芦野3丁目29番5号
釧路市大楽毛西会館	大楽毛西会館運営委員会	釧路市大楽毛131番地12
釧路市鳥取南会館	釧路市鳥取南会館運営委員会	釧路市鳥取南7丁目2番8号
釧路市昭和北会館	昭和北会館運営委員会	釧路市昭和北3丁目26番16号
釧路市富士見会館	釧路市富士見会館運営委員会	釧路市富士見3丁目2番1号

釧路市はまなす会館	はまなす会館運営委員会	釧路市興津2丁目17番22号
釧路市鳥取東会館	釧路市鳥取東会館運営委員会	釧路市鳥取大通1丁目3番8号
釧路市文苑会館	文苑地区会館運営委員会	釧路市文苑1丁目31番13号
釧路市白樺ふれあい交流センター（地区会館の機能に係る部分に限る。）	白樺台地区会館運営委員会	釧路市白樺台2丁目1番1号

2 指定期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年3月31日まで

3 選定理由等

指定管理者選定委員会における審査の結果、上記団体は、募集要項で定めた選考基準を全て満たしており、上記公の施設の指定管理者として適していると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として平成30年9月定例市議会に提案し、市議会の議決を得ました。

4 申請団体数

各施設につき1団体ずつ

5 選考基準

選考は、次の基準により行い、総合的に、施設の管理を行うに当たり適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定することとしました。

- ① 市民の平等な利用の確保等の適正な施設の管理ができること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しております、又は確保できる見込みがあること。

具体的な審査項目については、次のとおりとし、申請団体が、総合的に、施設の管理を行うに当たり適していると認めた場合、指定管理者の候補者として選定することとしました。

ただし、◎印の審査項目において問題がある場合には、指定管理者の候補者に選定しないことがあることとしました。

選考基準	審査項目
市民の平等な利用の確保等の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎施設の目的や性質に応じた市民の平等な利用の確保（特定の団体等に有利又は不利になるような差別的扱いが不当になされるおそれがないか） ◎施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の対応 ◎施設の管理業務において取り扱う個人情報の管理体制の整備状況（指定管理者が個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託する場合は、委託先の体制を含む。） ◎施設利用状況等の管理業務に係る情報の把握・記録・保存等の情報管理及び情報公開

	<p>の方法</p> <p>◎施設の管理業務及び施設内における自主事業と他事業との区分経理などの財務の仕組み</p> <p>◎関係法令等の遵守</p>
施設の効用の発揮、サービスの向上	<p>◎各管理業務の実施方法</p> <p>◎利用の促進、利用者サービス向上の手段（他の関連施設や自主事業との連動による利用者の利便性向上等を含む。）</p> <p>◎利用者や周辺住民の苦情・要望等の反映の仕組みなどの整備状況</p>
管理経費の縮減等	<p>◎市が指定管理者に支払うべき指定管理費の設定額とその妥当性</p> <p>◎管理経費を縮減させる効率的管理運営の取組み</p> <p>◎指定管理費以外の収入の設定額とその妥当性</p> <p>◎収入増のための効果的管理運営の取組みと利益の市への還元</p>
事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	<p>◎団体の資産その他の経営規模及び能力などの団体の安定性・継続性・専門性</p> <p>◎同種又は類似の施設の管理運営の実績とその適正性・健全性</p> <p>◎団体の理念、社会的信用、代表者や責任者の意欲・熱意</p> <p>◎団体の運営における透明性や公正性（情報公開の仕組み、監査の体制や遵法管理の仕組みなどの整備状況）</p> <p>◎団体の環境保全の取組み、障がい者の雇用状況、社会貢献等の状況</p>
	<p>◎施設の管理業務を行う人員配置及び責任体制、管理・監督体制</p> <p>◎施設の管理業務を行う人材の確保及び専門性、育成体制の状況、接遇</p> <p>◎指定管理者として負担すべきリスクへの対応</p>

6 選考方法

指定管理者選定委員会において、申請書類の審査を行った上で、上記の選考基準に基づき選考しました。

7 選考過程

- ① 平成30年6月 7日 第1回選定委員会（募集方法及び選考基準の決定）
- ② 平成30年7月12日 第2回選定委員会（指定管理者の候補者の選定）